

千代田区議会 「議会のあり方に関する協議会」 設置要綱

令和元年5月28日 議長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区議会「議会のあり方に関する協議会（以下「協議会」という。）」の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 協議会は、千代田区議会会議規則第125条第2項に規定する協議等の場とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、議長の命により次に掲げる事項を検討する。

(1) 議会の活性化に向けた本会議と委員会等のあり方に関する事項

(2) その他、必要な事項

(構成)

第3条 委員は、議長が指名する議員をもって協議会を組織する。

2 前項の委員の任期は、議員の任期終了までとする。

3 前項の規定にかかわらず委員は、議長の承認を経て辞任することができる。

4 前項の規定により委員が辞任し、又は議員辞職等により委員が欠けた場合において必要があると認めるときは、議長は、後任の委員を指名するものとする。

(座長等)

第4条 協議会に座長を置き、前条第1項の委員のうちから、互選により定める。

2 座長は、協議会を代表し、協議会の運営を行う。

3 座長は、協議会における協議経過について、適宜議長に報告する。

(招集)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、協議会を招集したときは、議長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 協議会は、これを公開とする。ただし協議会に諮り、非公開とすることができるものとする。

2 協議会の傍聴に関し必要な事項は、千代田区議会傍聴規則（平成13年7月9日議会規則第2号。以下、「規則」という。）を準用する。この場合において、規則の規定中「会議」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、座長が議長と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。